

(34) 寛永八年五月の御木具板送り状など（前掲『金子文書』）。

(35) 『加賀藩史料』二。

(36) 藤井讓治『徳川家光』（吉川弘文館、一九九七年）、山本博文『寛永時代』（吉川弘文館、一九八九年）ほか。

(37) 「戸室山初年号等留帳」（北島俊朗『戸室石引き道調査報告書』金沢市、一九九六年）。

(38) 『加賀藩史料』二（『三輩聞書』）。

(39) 拙稿「加賀藩改作仕法の基礎的研究（慶安編）」（石川県立金沢錦丘高等学校『紀要』二二号、一九九四年）。

(40) 『加賀藩史料』三。

(41) 『加賀藩史料』三。

(42) 『加賀藩史料』三。

(43) 元和以来利常政権を支えた本多政重・横山長知に代わり、慶安期に津田玄蕃正忠・前田出雲貞里・長連頼・奥村栄政・横山忠次・葛巻昌俊の六人衆が登場する（前掲注（39）拙稿）。

(44) 「国事雑抄」『加賀藩史料』二。なお同書は五月朔日付の地震による石垣普請願絵図の書付を慶安三年提出のものとして掲げるが、松平加賀守が差出人であるので、これを慶安三年とするのは無理がある。加賀藩主で最初に加賀守に叙爵されたのは綱紀で承応三年のことであるからだ。したがって、この書付は寛文二年のものと推定され、慶安三年に置くべきではない。

(45) 原昭午『加賀藩にみる幕藩制国家成立過程の研究』（東京大学出版会、一九七〇年）、『拾纂名言記』など利常夜話集。

(46) 森田盛昌著『自他群書』巻一（石川県図書館協会、一九三七年刊）。幕府目付の石川貴成は二〇〇〇石の旗本で寛永一五年以後、高取城・二本松城・若松城・掛川城等の請け渡しの上使として、あるいは因幡国や萩城に下向し金沢城と同じ監国の任にあたった。内藤正俊は三〇〇〇石の旗本であるが、金沢城での監国が最初の公務であった（『寛政重修諸家譜』）、なお『自他群書』や『越

登賀三州志』によれば、新丸に幕府御目付が入ったことと津田正忠の死去が契機となり、津田玄蕃邸は新丸から尾坂門前に移転したと推定される。これにより城内に居住する家臣は全くなかったであろう。

(47) 『加賀藩史料』二。

(48) 『加賀藩史料』三。

(49) 前掲『戸室石引き道』。

年に完成したが明治三八年改訂された。典拠文献が示されるので後学の者に便宜を与えてくれる。

- (5) 『稿本金沢市史』(市街編、日置謙『加能郷土辞彙』・『石川県史』や森栄松『金沢城』(北国出版社、一九六〇年)など。

- (6) 藤井譲治「大名城郭普請許可制について」『人文学報』六六号、一九九〇年、『幕藩領主の権力構造』岩波書店二〇〇二年に再録。白峰句「江戸時代初期における幕府の城郭統制」『日本近世城郭史の研究』校倉書房一九九八年も慶長期の幕府による居城普請統制について言及するが、論旨は藤井譲治説と矛盾しない。

- (7) 藤井前掲論文、白峰前掲『日本近世城郭史の研究』第二編三章表5(一八九・二八二頁)。

- (8) 『加賀藩史料』二。

- (9) 興津内記は利常夫人天徳院(秀忠の五女珠)に付けられた家老で、江戸から派遣され城内新の丸に屋敷を持ったといわれるが『越登賀三州志』、『三壺聞書』は三の丸と記す。山崎美濃は庄兵衛長鏡であり山崎長門長徳の養子で長徳致仕後二千石を得たが、寛永一六年の分藩後大聖寺藩士となり家老役につく。横山大膳は長知の嗣子康玄であるが、有沢永貞図では父山城(長知)の屋敷のみ記すので矛盾がある。

- (10) 美和信夫「江戸幕府初期老中就任者に関する考察」『日本近世史論集』上巻、吉川弘文館、一九八四年)ほか。

- (11) 白峰前掲書二八四頁、白峰句「城郭修補申請方式の変遷について」『姫路市立城郭研究年報』9、一九九九年。

- (12) 矢守一彦編『城郭図譜主図合結記』(名著出版、一九七四年)解説編

- (13) 「有沢永貞と『諸国居城之図』をめぐる一考察」(横田健一先生還暦記念『日本史論叢』、一九七六年)

- (14) 濱岡伸也「二系統の『慶長金沢城図』について」(石川県立歴史博物館『研究紀要』八号、一九九五年)。

- (15) 『金沢市史』資料編18(絵図地図)(一九九九年)解題「四、金沢城図」。

- (16) 滝川重徳「金沢城跡(五十間長屋調査区)調査略報」『石川県埋蔵文化財情報』3号、二〇〇〇年。

- (17) 三浦ゆかり「金沢城跡いもり堀発掘調査調査略報」『石川県埋蔵文化財情報』2号、一九九九年。

- (18) 『加賀藩史料』一(天正二年四月二日条、前掲『三壺聞書』『越登賀三州志』(来因概覧)など。註(9)参照

- (19) 「慶長金沢御城古図」(森田文庫、石川県立図書館蔵)に書かれた考証文。

- (20) 前掲『城郭図譜主図合結記』解説編 矢守氏がC類とされた中には不適切なものも含まれ、再検討の余地がある。

- (21) 「主図合結記」「扶桑城図」「本朝城図記」(兵庫県立歴史博物館蔵)。

- (22) 東京大学総合図書館蔵。

- (23) 国立公文書館蔵、本図は「日本分国絵図」二二七枚の中の一枚。

- (24) 「諸国諸城主記跋同図集凡例並目録」(金沢市立玉川図書館蔵津田文庫)。

- (25) 「加賀国金沢之図」(加越能文庫、金沢市立玉川図書館蔵、本書の「金沢城全域絵図目録」参照

- (26) 元和七年霜月「長谷山御材木人足日用銀目録」、「元和七年御材木人足日用銀目録」(砺波市教育委員会『金子文書』一九七六年)。

- (27) 元和七年五月二四日付本多政重・横山長知連署奉書『加賀藩史料』二)。

- (28) 『三壺聞書』『加賀藩史料』二)。

- (29) 『三壺聞書』『加賀藩史料』二)。

- (30) 『徳川実紀』五月二九日条『加賀藩史料』二)。

- (31) 藤井譲治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房、一九九〇年)。

- (32) 奉書にみえる「北へ明き候門」を裏口門と解したが、土橋門と見るべき余地もあり、今後の発掘調査などの成果も待ちたい。

- (33) 拙稿「郡役と村の日用」『北陸社会の歴史的展開』能登印刷出版部、一九九二年。

公布し藩職制の骨格を制定したことは注目に値する⁽⁴⁷⁾。つまり、万治二年から三年の重要法令は幕府御目付の監視あるいは後見のもとで行われたのであり、幕府權威をバックに老練な利常政權から青年藩主綱紀への移行が計られたのである。幕府御目付の背後に保科正之の存在をみることもできるが、この点は別に論じたい。

寛文二年の一六箇所の普請箇所は上掲模写図(図2)に示したとおり、(い)から(た)まで一六カ所あり、それぞれの箇所に書き込まれた文字は表2に掲げた。この後、寛文七年と寛文十一年にも二の丸・三の丸の石垣修理の普請願絵図が提出されたが、いずれも控図が尊経閣文庫に残っている。普請許可の奉書は後掲の「資料紹介」(紹介⁽²¹⁾・⁽²⁵⁾)で翻刻し、その四カ所の普請内容は表2に合わせて示した。

寛文二年・七年・十一年、三回にわたる石垣普請で合わせて二〇カ所の石垣普請がなされた。寛文二年の修理箇所はあまりに多かったため、寛文七年に至るもなお完了できず、七年の願書で継続実施を求めている。また、万治三年五月二三日に戸室山等石材切り出し賃銀に関する規定が發布され⁽⁴⁸⁾、その頃、戸室山麓の中山村に御用石を四千個集めたといわれる⁽⁴⁹⁾が、おそらく寛文元年の石垣普請願に連動したものである。石垣普請の許可が出たらずに石垣築造ができるよう数年前から、石材の切り出し・集積・搬送を始めていたものと思われる。許可が出てから石材を用意したのでは、速やかな修築はできない。

万治元年の江戸城主台石垣普請を綱紀が担当し、各地の穴生衆を招いて遂行したことは、本書の北垣論文に詳しいが、そこで得た石垣構築技術が寛文期の金沢城石垣普請にどのような影響を与えたのか。金沢城の各所に寛文石垣の遺存例があり、それらの検証は今後の調査の課題となろう。その際、寛文期の石垣普請願の絵図は年紀が明確なうえ普請箇所が絵図上に明示されるので、石垣調査や埋蔵文化財調査の重要な参考資料となる。これらの絵図・文献資料を学際的に活用してゆけば、寛文期修築の石垣の

特徴はより詳細に明らかになるものと期待される。

各節でまとめをしたので、あえて繰り返さないが、元和七年の本丸拡張を主とする修築は従来以上に評価すべき大事業であり、「主図合結記」系初期金沢城図は慶長期というよりむしろ元和期の縄張を描いた可能性が高いこと、寛永八年火災後の修築は政治的危機の発生と家光の専制支配で頓挫したきらいがあり、寛永一六年の利常隠居後の金沢城の修築管理は十分でなく、破損石垣などが放置される状態にあったが、寛文元年の綱紀入城後、急ピッチで修築が進んだことを、とりあえず指摘したつもりである。

なお本論作成にあたり、富田和氣夫・滝川重徳両室員より多くの助言や意見を受けたことを最後に明記しておきたい。

【註】

- (1) 石川県図書館協会(一九三二年刊、一九七二年復刻)。日置謙の解題によれば元禄年中に宰領足輕であった山田四郎右衛門が編纂し、ゆかりのあった原田家に写本が伝わったらしい。良質の情報が多いので書物集めに熱心な綱紀の目にも留まったといい、この種の聞書類のなかでは比較的信頼のおけるものである。
- (2) 石川県図書館協会(一九三三年刊、一九七三年復刻)。原書は寛政一三年に脱稿したが、その後何度か改訂が加えられた。
- (3) 石川県図書館協会(一九三七年刊、一九七三年復刻)。後藤彦三郎(宝暦五年～文政一二年)は加賀藩に召し抱えられた穴生方職人(二〇〇石取)で金沢城の石垣構築技術に精通し、その技術を体系的に著述する一方、家職の秘伝化を行った。『金城深秘録』は彦三郎の代表作で、石垣・建造物を実際に観察した目での旧記や『三州志』などを参照し、宝暦大火以前の金沢城の構造や各部の来歴を考証した。石垣構築の技術者の立場からの実際的な指摘もあるが、彼独自の築城思想に流されたところや典拠を示さない記述は難点といえる。
- (4) 金沢文化協会(一九三三年刊、歴史図書社一九七〇年再刊)。原本は明治二四

表 2 寛文年間石垣普請箇所一覧

願絵図の書込文字	寛文2年「加州金沢城絵図」(248号、金沢大学附属図書館蔵) による。	普請箇所 (資料紹介 (17) による)
寛文2年普請許可 (16カ所)	(い) 惣高2間、長8間、上石二篇くつれ申候 (ろ) 幅6尺、長4間2尺、高2間折廻シ長24間、高サ堀底より7間3尺 (は) 土留石垣築さし、長30間、高3間 (に) 崩口、上ニテ7間下9間、高10間 (ほ) 崩口16間、高4間 (へ) 石垣さかり、石口ひらき申候、長2間2尺5寸、幅2間、高9尺5寸 (と) 此所角石より8・9間西方、平均石より3間程下6尺四方程はらミ申候 (ち) 此所槽下石垣9尺四方程はらミ申候 (り) 此石垣高7間4尺、長8間崩申候 (ぬ) 此石垣高3間半、長15間2尺、石口ひらき押出申候 (る) 此所石垣高8間、長7間半、角ノ平均より6・7尺下角脇石ニツ押出、其つゝき石くゝるい申候 (を) 此所槽台石垣、高8間、長13間崩申候 (わ) たゝき土居、堀底より高8間、長5間堀共ニ崩申候 (か) 此所槽下石垣高15間、角石数35本ノ内3本おれ申候 (よ) 此所しのき角槽下石垣、高14間下4本目より段々角石10本おれ申候 (た) 此所しのき角石垣、高14間下2本目より段々角石9本おれ申候	(1) 「二丸北土橋門脇之石垣」 (2) 「同所門脇左方石垣」 (3) 「同所土留石垣」 (4) 「本丸西之石垣」 (5) 「玉泉院丸北之石垣」 (6) 「三丸南門脇石垣」 (7) 「本丸南方石垣」 (8) 「同所南方槽下石垣」 (9) 「本丸と二丸之間石垣」 (10) 「同所」 「西方石垣」 (11) 「本丸」 「南方外頼石垣」 (12) 「同所 (外側) 槽台石垣」 (13) 「二丸北方外頼土居」 (14) 「本丸槽下石垣」 (15) 「本丸」 「南方角槽下石垣」 (16) 「本丸南方角槽下」 「南方角石垣」
寛文7年	「此所石垣高5間、長サ折廻テ惣間87間之内16間、寛文6年5月霖雨ニ崩申候、残ル石垣モはらミ申候」	(17) 「二之丸北之方石垣」 (二丸北方崩石垣) (18) 「其つゝき之石垣」 (崩石垣の左右)
寛文11年	・ 「二之丸外北西之間石垣高3間半、長2間、寛文十一年正月崩申候中石垣ニ而根石より下之土居迄4間半御座候、此土居も過半崩申候故、残石垣もくるひ申候間、石垣土居共ニ築直申度奉存候事」 ・ 「三之丸之内東南之間石垣、高2間半、朱引之所惣間28間4尺之内長7間、寛文十年十二月崩申候、件之ひゝきニ而右之方石垣長5間之所、左之方石垣長9尺崩懸申候間、築直申度奉存候事」	(19) 「二之丸之外、北西之間石垣」 (寛文11年正月崩) (20) 「三之丸之内東南之間石垣」 (寛文10年12月崩)

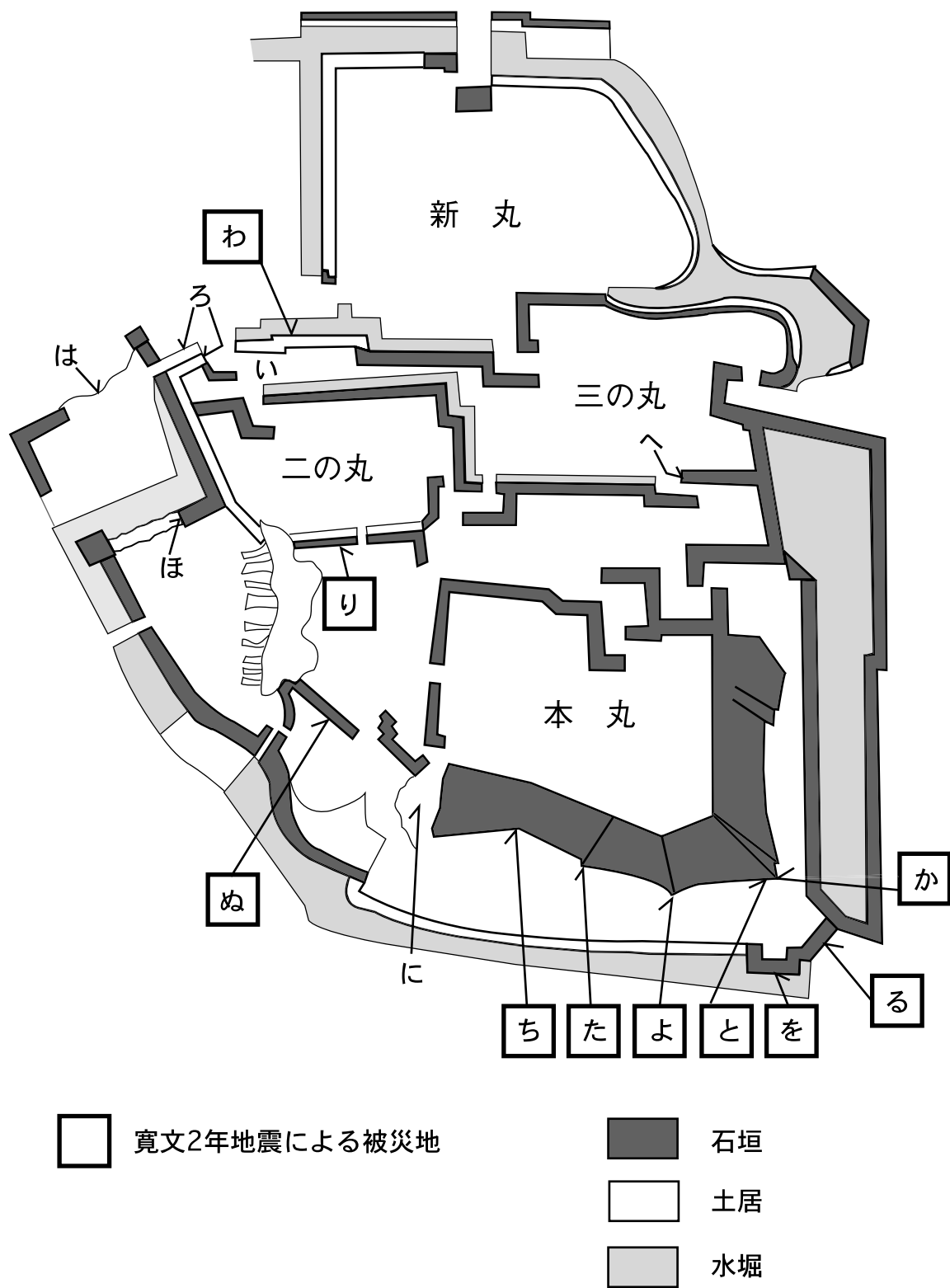


図2 寛文2年「加州金沢城絵図」(248号、金沢大学附属図書館蔵絵図をもとに作成)

った堀六箇所の浚渫について絵図を添えて願ひ出たところ、これを元通り普請するよう許された⁽⁴⁴⁾。この奉書は利常の働き掛けで発給されたものだが、宛所は前田犬千代(綱紀)であった。

また、前にもみた万治四年正月の石垣普請願(紹介⁽¹⁴⁾)によれば、承応二年八月七日の風雨で大松二本が根こそぎ落下し、本丸西の高さ一〇間の石垣が上部幅七間、基底部幅九間にわたり崩れた。原因は本丸から西側は段々地形が低くなっているため年々水がたまって石垣が緩んだためと上申している。また、年次は不明だが利常隠居後の事柄として、玉泉院丸で土蔵を作ったとき、その際の「地かち」の地響きで玉泉院丸北面石垣が長さ一六間、高さ四間にわたり崩壊した。原因はもともと地盤がゆるく石垣が緩んでいたところに地ならしの地響きがあったからと説明する。このほか、三の丸南門脇の石垣が幅二間余にわたり下がり「石口ひらきゆかみ」、修築が必要な状態にあった。これら三箇所の石垣修築願は、前述の寛永八九年の築造延期や築造直後破損した石垣三箇所とともに、利常死後三年たった万治四年(寛文元年)になってようやく申請された。つまり、それまでは放置されていたのである。寛文元年になって「金沢城石垣損所御伺之絵図」や寛永八年奉書を添えてあえて申請したのは(紹介⁽¹⁵⁾)、同年七月の綱紀の金沢入城に備えた処置と考えられる。しかし、この普請願は、これを受理した老中松平信綱の死去により裁可に至らなかった(紹介⁽¹⁵⁾)。

みてきたように、寛永一六年の利常隠居後の金沢城は、藩主の居住期間が著しく短く、留守を預かる年寄衆は二の丸で政務を行ったが、小松城の利常の意向を憚り、石垣破損があっても十分な修築ができず、破損箇所があちこちに放置されていた。史料で確認された放置箇所は六箇所あり、光高の居城普請・作事に対する消極的態度からすると、これ以外に手入れを要する箇所が多数あったと推察される。

四、寛文期の石垣普請(結びにかえて)

寛永一六年以後の金沢城の修築・管理は、城代にとって思うに任せない状態にあったことをみてきたが、寛文元年七月に初めて金沢城に入った青年藩主綱紀(二九歳)は、崩れたまま放置された城内の石垣をみて一刻も早い修復を思ったに違いない。寛文元年の石垣普請願は裁可に至らなかったで、寛文二年五月朔日の地震で本丸南面石垣など一〇カ所が新たに破損したのを好機とみて、寛文二年六月二六日、絵図を添えて再度普請許可を求めた(紹介⁽¹⁶⁾)。その際提出された石垣普請願絵図の控図が尊経閣文庫に残っているが、普請箇所は寛文元年に申請した六カ所と地震による破損箇所一〇カ所合わせて一六カ所にのぼった。その三日後の二九日、一六カ所の石垣普請を許可した幕府老中連署奉書が下付された(紹介⁽¹⁷⁾)。同時に小松城の石垣二カ所についても普請願を出し、同じ二九日に許可されている(紹介^(18)・19)。

金沢城・小松城合わせて二八ヶ所もの石垣修築がわずか三日間で一挙に許可されたのは、特別のことであろう。当時幕政を補佐していた前將軍家光の異母弟保科正之が、綱紀の舅として青年藩主を後見していたからである。それは利常が自分の死後のことを考えて仕組んだことであつたが⁽⁴⁵⁾、そのことで幕府の監視の目は一層つよく藩内に届くことになった。とくに利常死後数年間はその傾向が強かった。

たとえば、万治元年閏二月一八日、利常が亡くなった直後であるが、幕府より領国の御目付として石川弥左衛門貴成・内藤新五郎正俊の両名を金沢に派遣するという幕府年寄中の命令が金沢の年寄衆に下され、この二名の幕府御目付は金沢城新丸にあった前田美濃(利常の五男利明で万治三年大聖寺二代藩主となる)邸と津田玄蕃(正忠)邸に入り、翌年七月一日まで金沢城にいて、利常死後の領国統治に異変が起きないか監視した⁽⁴⁶⁾。その間、金沢城の年寄衆と江戸詰の年寄衆は連携して政務を滞りなくすすめた。とくに万治二年五月から六月にかけ、諸奉行の職掌規定を今枝民部(近義・奥村因幡(庸礼)・前田対馬(孝貞)・津田玄蕃の四年寄連署の法度によって

たい。

利常隠居後の加賀藩は四つに分割され、隠居利常が三人の子弟の領地支配にまで関与し独裁性をつよめた。この時期の藩権力は小松城と金沢城に表向きは分かれたが、金沢城主となった四代藩主光高が金沢城にいた期間、寛永一六年閏一月から一七年三月二五日の六ヶ月と、寛永二〇年七月から一〇月までの四ヶ月のわずかに一〇ヶ月間に過ぎず、大半は江戸藩邸において將軍家光の寵愛を受けた。

だから、金沢城にいた年寄衆は、小松城の利常と江戸の光高の両方から指示を受けたものの、実態は隠居利常の意志が何事にも優先されたので、これに従った。光高も利常の意向に逆らうことなく行動しており、金沢城の有力家臣は小松城の年頭礼に出席したほか、年寄衆も交代で小松へ出向いた⁽³⁹⁾。

このような政治的環境のもと、寛永一七年からは小松城普請に関する古文書や記録がみえるが、金沢城の修築記事は少ない。光高時代の代表的な普請・作事は城内北の丸への東照宮勧請で、御宮（東照宮）は寛永二〇年に完成した⁽⁴⁰⁾。光高は、その勧請儀式のため二回目の帰国を果たしたといつてよいくらい素早く江戸に戻るが、江戸出立直前の一〇月、金沢城代（城番）に任命した前田貞里と奥村易英に城代の心得を告諭した。その中で、年寄衆の合議や政務は二の丸で行い、本丸へは他の年寄中（老中と表現する）を入れるなど指示し、「当城は北の丸・御局屋敷大事の所なり」と城内東照宮の管理にも意を用いた。さらに、国の仕置は筆頭年寄本多・横山に申し付け、御城は両名の城代に預けたからには「城中の儀においては両人のほか老中へも構わせ申すまじ」と諭した⁽⁴¹⁾。しかし、一方で小松様（利常）の意向を何よりも尊重せよと言いつ添えているので一貫性がない。

このような弱体な藩主のもとで苦労した金沢城代が前田貞里である。奥村易英は城代就任直後に死去したので、貞里一人で城中管理に腐心した。その様子は正保元年四月・五月の光高との往復文書⁽⁴²⁾から明瞭に読み取

れる。

正保元年四月二六日、貞里は江戸にいる光高側近二名に、三月一日より山森吉兵衛を奉行とし金沢城「辰巳之方崩石垣」の普請を行ったが、御薬蔵の下にたまった水と堤（首間堀か）から上がる水のためはかどらず、ようやく堀際に盛り土して水を止め石垣普請が大半終わったことを報告した。その上で、御薬蔵が湿ったことも分かったので、その追加の普請を行うべきか否か問い合わせた。また「はたまた方々の御普請所多く御座候いて役人不足につき」本多政重に相談し、雇い人足を申し付けたと伝えたが、五月七日付けの返書で光高は、その方ら三人で然るべく取り計らえ。崩れ石垣普請も西尾・山森両奉行と相談し良きようにせよ。こちらに問い合わせているうちに崩れることもあるし、仕事がかどるようになることが肝心だ。薬蔵のことは脇におけばよい。強き石垣を作ることに専念せよ。なお、問い合わせるときは、もっと詳しい絵図と書付を送れ。今度送られてきた絵図は簡略すぎて合点が行かぬ、とけんもほろろの態度で応対している。この文面より藩主光高の金沢城管理に対する関心の薄さが看取でき、城の補修が十分行き届かなかった事情が窺える。

その光高が正保二年に江戸で急死するが、それと前後して、元和以来利常政権の中枢にあった本多政重・横山長知両年寄が相次いで亡くなり、藩の年寄衆も世代交代を迎えた⁽⁴³⁾。幼年の五代藩主綱紀は寛文元年まで江戸におり、その後見人となった祖父利常は小松城にいて、従来に増して金沢城の年寄衆を使い、藩領および隠居領統治の采配を振るった。このような政治環境のもと、慶安・明暦期に改作仕法が行われ、それが成就した万治元年、利常は小松で死去した。

隠居利常のもとで金沢城が管理されたのは、正保二年から万治元年までの一四年間におよび、その間、六・一〇人程度の年寄衆がそれぞれ担当分野ごとに政務を統括した。慶安三年一〇月三日付の幕府老中連署奉書（表¹）によれば、その年の「大風雨洪水」で崩れた石垣三箇所（修築と埋ま

員し八・九年にかけ造営を終わつたといひ、東本願寺の金沢末寺建立用に宮腰に集めてあつた材木が利常に献上されたと伝える。また能登鳳至郡の十村上梶家文書によれば、金沢城作事用材を津輕・秋田から調達し、その運賃を領内浦肝煎に割付したし、鳳至・珠洲両郡からのべ一万五千人の人足を金沢城普請のため動員し、その日用銀（一日一人二匁六分から二匁）を郡全体で負担したことがわかる。寛永八年の七月から十一月まで約百五十日間の動員であれば、百名ほどが金沢城に動員された計算になる。こうした人足賃や材木運賃、大石運賃などが蔵入地にされた能登奥郡の百姓の家や石高に賦課されたが、寛永八年の負担額は臨時の金沢城普請関係費用のため例年の三〜四倍になった⁽³³⁾。越中の山々から伐り出した城作事用「御木具板」が村の人足を動員して運送された記録⁽³⁴⁾も多数あるので、越中の山々からも相当の材木が調達された。

しかし、この普請・作事およびその直後に実施した大坂陣戦功者への追加の論功行賞に幕府の嫌疑がかかり、幕府年寄衆の詰問を受け前田家の改易が噂された⁽³⁵⁾。いわゆる「寛永の危機」である。利常父子は一月、急ぎ江戸に参勤し、以後寛永十一年まで江戸に滞在した。江戸に参上し縷々弁明したとき秀忠は重篤な状態にあり、寛永九年一月二十四日逝去した。その後、本丸と西丸に二元化していた將軍権力は家光のもとへ一本化されていくが、その政権変動にともなう政治不安を予見し、有力大名を江戸に召還し統御する方策の一つとして、加賀藩の「寛永の危機」が演出されたものと思われる。ただし、家光は一本化された將軍権力の威力を諸大名に誇示する必要があり、寛永九年五月加藤忠広の改易、一〇月には弟忠長の領地没収と高崎への逼塞を断行する。加藤改易の命は江戸城に呼ばれた利常および伊達・島津・上杉・佐竹の有力外様大名に告げられ、「御代始めのご法度」として權威を示し、有力大名の結集をはかった⁽³⁶⁾。

このように幕藩関係が緊張状態にある中で始まった金沢城二の丸・三の丸の普請・作事であるから、どの程度まで工事が進められたかは慎重に検

討する必要がある。寛永九年八月、戸室石切丁場に多数の人足が動員されていたため戸室山周辺の村々に禁制が出されたが⁽³⁷⁾、その前後まで石垣普請が継続されていたことは間違いない。それまでに二の丸御殿はいちおう完成したが、寛永十一年八月の玉泉院丸庭園造営のあと、利常は二の丸御殿の建て直しを行い「古今無双の御屋形」が現出したという記録⁽³⁸⁾もある。しかし、石垣普請については以下のような事実も確認される。

万治四年正月に幕府老中松平信綱に差し出した石垣普請願絵図の書付（紹介⁽¹⁴⁾）によれば、寛永八年九月の奉書で許可された「二の丸北土橋門脇右の方石垣」が、寛永九年春の大風で長さ八間、高さ二間にわたり塀とともに崩れた。原因は使用石材が小石でありひかえが短かったためとしたあと、「それ以後は申し上げず、そのままにて差し置き申し候」と記す。また「土橋門脇左横」の石垣（横幅六尺、長さ四間二尺、高さ二間、折廻し長さ二四間、堀底からの高さ七間三尺）も、寛永八年の奉書で構築されたが、小石ゆえに崩れたがそのまま差し置いたと上申し、同じ土橋門の「土留め石垣」についても、寛永八年に許可されたが、石を集め置いたものの「あなたこなた相延び、いまに普請申し付けず候」と「築さし」になつていと述べている。寛永八年の奉書で許可された石垣普請箇所のうち少なくとも三カ所は、築造延期もしくは築造直後の崩壊の補修すらできない状態にあつたことがわかる。

以上から、寛永大火後の普請・作事は主に二の丸とその周辺で行われたことがわかったが、土橋門周辺の石垣普請は、大御所秀忠死後の政権基盤の動揺に備えた將軍家光の大名統制強化によって、抑制されたようにみえる。したがって、寛永大火後の金沢城造営を過大に評価することは慎重にしたい。逆に、これまで注目度の低かった元和七年の本丸拡張や作事もっと評価する必要がある。

つぎに、寛永一六年七月幕府より隠居を許された利常は、隠居領二四万石をもって小松城に移ったが、それ以後の金沢城の修築状況についてふれ

が下付された^{③④}が、同じ頃利常から城再建の普請・作事願を幕府に申請したので、六月から一〇月にかけて幕府年寄衆から利常に下付された普請許可奉書および添状が四点残っている(表1)。これら幕府年寄の奉書によって、どのような普請・作事を行ったのか見ておきたい。

まず寛永八年六月六日の幕府年寄連署奉書は、永井尚政・酒井忠勝・土井利勝・酒井忠世の四人が中納言利常に宛てたもので「今度御居城火事により二三の丸ひとつになされ、御作事これあるべきについて、芳春院丸西の堀、お掘りなされたきの旨仰せ上げられ候、絵図のごとく披露を遂げ候のところ、早々に申し付けらるべきの旨上意に候間、その意を得させらるべく候」(紹介5)と記す。この奉書は藤井讓治氏のいう「本丸西丸年寄連署奉書」であり、大名統制など幕府の重要政務において採用されたものである。つまり、大御所秀忠付の西丸年寄筆頭土井利勝と將軍家光付の本丸筆頭年寄酒井忠世との間で処理の基本方針を摺り合わせ、しかるのち大御所・將軍双方の合意された意向を「上意」として、西丸年寄利勝・尚政および本丸年寄酒井忠世・忠勝の四人連署で大名に対し下達したのが、この様式の奉書のもつ意味であった^{③④}。しかし、寛永八年に入って秀忠の病状は悪化しており、家光の政治的立場が強まっていた。

ともあれ、この奉書から寛永大火を契機に、利常は

①二の丸と三の丸をひとつにする普請

②これに伴う作事(二の丸御殿造営)

③二の丸作事に伴う芳春院丸西の堀の掘削

の三ヶ所の普請・作事を絵図を添付し申請し認められたのである。二の丸と三の丸をひとつにする土木工事の実態は、五十間長屋下石垣の発掘調査で判明したこと、すなわち現在の二の丸と三の丸を区切る石垣・堀のライン(図1)は、寛永年間の造成になるという事実符合し、寛永大火前の二の丸は現状より狭い郭であった。つまり「二・三の丸をひとつに」とは二の丸を三の丸側に拡張すること、もしくは従来の三の丸を二の丸に取り

込むという意味に解せられ、これに関連した「御作事」とは、拡張された二の丸において御殿を造営したことを示す。すでに指摘されてきたことであるが、本丸にあった藩主御殿が焼失したので、二の丸に藩主御殿が再建されたのである。

芳春院丸の西堀掘削も二の丸の拡張工事の一環とみられる。二の丸の東側は五十間長屋(菱櫓・橋爪門)下の堀で区切り、西側は芳春院丸西堀で区切ったのである(図1)。

この奉書下付後に送られた幕府年寄連署書状(紹介6)によれば、利常は普請許可奉書を得たのち直ちに札状を幕府四年寄に出したことがわかる。そのあと九月に再び幕府から奉書が下付されているが、再度の普請願によるものである。『加賀藩史料』はこの奉書を載せていないので、この事実は見逃されている。

寛永八年九月朔日の再度の奉書も本丸西丸年寄連署奉書の形態をとり、「今度御作事これ有られ候ところ、土留めの石垣、芳春院丸との間の石垣、北へ明き候門脇石垣等の事、絵図のごとく披露遂げ候ところ、普請申し付けらるべきの旨、御意に候」(紹介8)と石垣普請について許可している。二の丸御殿の作事をすすめる過程で、さらに普請箇所が増えたので、利常から追加の普請申請があったことに応えたもので、二の丸拡張と御殿造営に伴い、新たに土留め石垣、芳春院丸との間の石垣、裏口門脇の石垣^{③④}などが造営されたことがわかる。現在観察できる裏口門脇の石垣は、富田・滝川両室員の教示によれば、寛永期の特徴をもつ切石積み石垣なので、奉書の記述と符合する。ただ土留め石垣と芳春院丸境の石垣については、今後の石垣調査や発掘調査の結果をまちたい。二の丸の西端に位置する芳春院丸の位置特定も今後の課題である。

この奉書を受け取った利常は、上記四年寄に使者を立て札状を送ったが、前回同様、念の入った対応と評価されている(紹介9)。

二の丸御殿作事に関しては、『三壺聞書』が北国七か国の大工どもを動

類は、元和七年の本丸普請以前もしくは以後を描いた金沢城図を参考にした絵図である可能性が高いのである。とくに本丸部分に文字記載が集中している点からすると、元和七年の本丸拡張普請に伴う調進絵図である可能性が高い。なお、元和七年図も寛永八年図も、延宝五年の調査時点で江戸藩邸にも金沢城内にも残存せず（紹介(1)(4)(7)）、今日までその写本は藩内に伝わっていない。

そこで、最初に紹介した元和七年の幕府年寄連署奉書から判明した事実つまり西北の丸を本丸に繰り込んだことと、「主図合結記」A類において本丸を「本丸」「奥方」に分けて記述することの間に何か関連があるか、とみてよいのではないか。『三壺聞書』は、本丸御殿の出火場所を「本丸奥方」と記述したが、これを御殿空間のなかの「奥」と解するよりも、「主図合結記」A類に示された「奥方」のことと考えるべきではないのか。とすれば、元和七年に拡張した「西北の丸」はどこか。「主図合結記」A類に書かれた方位からすると、西北は奥方に北接する東西に長い帯郭あたりと想定できるが、「奥方」も「西北の丸」の一部として本丸に組み込まれたと考えることもできる。奥方は、それまで藩主父子の御屋敷のあった御殿空間であり、そこが焼失したので東側にあった本丸と同じ高さに盛り土し、本丸を拡張したと考えられるからである。いずれにしても、今後の本丸発掘調査の成果をまって、述べたような推論の検証を行う必要がある。

なお、元和七年に本丸御殿の新築があったことは、越中五箇山から切り出した城作事用材木輸送の人足賃銀の算用記録からも具体的にわかる⁽²⁶⁾。この本丸御殿作事の奉行は、辻助左衛門・松江次郎兵衛が勤め、領国内はもちろん上方からも細工人どもを集め、雪のうから工事にかかり、正月下旬には家が立ち、春三月のうちに障子・襖の絵様まで仕上がり、四月上旬には藩主父子が入居したと『三壺聞書』は伝える。これを元和七年のこととみるなら、利常は幕府の普請許可を待たず先に御殿再建を始めたことになり矛盾が大きい。普請許可の奉書を得た元和七年二月以後、本丸拡張

の土木工事に着手し、同年五月に地鎮祭執行を命じた藩年寄連署奉書⁽²⁷⁾があるので、本丸拡張普請は地鎮祭を行った五月以後に本格化したとみるべきで、作事板の運送記録は七月以後だから八年正月に家立、八年四月に入居と解しておきたい。

以上により「主図合結記」A類の初期金沢城図は、元和七年の本丸拡張工事以前もしくはその直後の姿を、全面的とはいえないがある程度とどめている絵図であると推定できたが、謎を残す部分も多く、今後とも同系統の諸写本の収集・比較、金沢城内に邸宅を構えた家臣団の分析などが必要で、城内の石垣観察調査や発掘調査の成果とあわせ総合的に検討しなければならぬ。

三、寛永八年大火後の修築と利常隠居後の金沢城

寛永八年四月一四日、金沢城下法船寺の門前町で出火、またたく間に本丸辰巳櫓に類焼し、本丸と江戸町を焼き田井口へと焼き通した⁽²⁸⁾。この火災後すぐ、幕府へ城普請と作事について届出を行い、幕府の許可を得て大火後の造営に取り掛かった。これが寛永大火後の造営で周知の事実であるが、実際にどのような普請・作事がなされたのか、なお十分に解明されたといえない。前述のとおり近年の二の丸五十間長屋下石垣等の発掘調査によって確認された新事実もあるので、これに触発され、寛永大火後の造営事業を、寛永一六年の利常の小松隠居までの時期と、それ以後、寛文元年に五代藩主綱紀（承応三年に犬千代から綱利に改名したのち綱紀と改名するのは貞享元年であるが、本論では綱紀に統一した）が初めて金沢城に入るまでの時期に分けて検討したい。

まず寛永八～一六年の普請・作事についてみよう。

寛永大火で、本丸にあった藩主御殿も本丸の三階櫓はじめとする諸櫓等すべて灰燼に帰したと推定してよからう⁽²⁹⁾。將軍家光から火災慰問の書状

初期金沢城図のもう一系統は、「主図合結記」所載の「加賀国金沢図」であるが、これも慶長期の姿を描いたと言いつれもない。元和以前の古い堀が描かれていないからである。しかし、部分的に初期金沢城につながる要素もあるので慎重な検討が必要である。

矢守氏は三八点におよぶ「主図合結記」の諸写本を調査しA類・B類・C類の三系統に分類したが、有沢永貞の「諸国居城之図」系統はC類に分類している。有沢自身「主図合結記」を延宝年中、江戸の書肆において入手し、これに刺激されその改訂を試み、「諸国居城之図」完成に至ったからである。「諸国居城之図」には「主図合結記」の城図がそのまま採られたものもあり、作成動機からみて「主図合結記」の変種とみてC類と区分されたが、検討の余地もあるように思う。「主図合結記」はA類・B類の二系統のみとし、C類の有沢永貞「諸国居城之図」系統は、作者が明らかに作成過程もわかる貴重な全国城郭図集であるゆえ、「主図合結記」とは別の本とみる必要がある⁽²⁰⁾。

さて、「主図合結記」A類城絵図の成立は、矢守氏によって正保・寛文年間とされており、有沢永貞が江戸の本屋から入手した延宝年間には、かなり広く流布していたものである。その後、有沢のような兵学者によって改訂版が数多く作られたことは想像に難くない。南葵文庫本・内閣文庫本ともに「主図合結記」A類のような絵図集(冊子)の体裁をとっていないが、「主図合結記」をもとに文字情報を追加した絵図とみられる。

「主図合結記」A類の初期金沢城図に書かれた文字情報は、蓬左文庫本(写真1)のごとく「本丸、東西六十間、南北五十間」「奥方東西七十間」と蓮池堀の長さを記す程度で、写本によっては「本丸」「奥方」のみのものである⁽²¹⁾。これにたいし南葵文庫の「加州金沢城之図」⁽²²⁾(写真2)や内閣文庫の「加州金沢城図」⁽²³⁾は、城内居住家臣一六名のほか本丸以外の石垣の高さや堀幅まで詳細に記すが、こうした城郭防御にとって生命線というべき情報が江戸初期に外部に流れることはあるのか疑問に思う。泰

平の世になってからの考証によって追記されたものと見るのが妥当であろう。「主図合結記」A類が原型に近いので、これを一七世紀中葉の作、文字情報の豊富な南葵文庫本・内閣文庫本は、有沢慶長図以後、つまり元禄以後の成立と見ておきたい。

つぎに「主図合結記」A類において、本丸部分のみに文字記載があることに注意すべきであろう。あえて推論を述べるなら「主図合結記」A類の初期金沢城図は、寛永大火以前に前田家から幕府に差し出した普請願添付図を参考に描かれたものといえないか。その根拠は、「主図合結記」A類は江戸で作成され江戸を中心に全国的に流布した城絵図集であり、金沢でほとんど確認されていないこと、つまり、この絵図は加賀藩内でなく江戸を中心に藩領外で流布したのであり、その理由は、幕府に提出した城絵図情報が「主図合結記」の情報源であったゆえと推察されるからである。「諸国居城之図」の凡例で有沢永貞が「世上流布スルノ城図、或ハ城中破壊ノ時修復願ノ為ニ江府奉行所ニ達スルノ図ヲ写シ、或ハ其城下ヨリ来ル牢士等知ル所ヲ以テ空ニ作り」⁽²⁴⁾と記すように、兵学者たちが幕府提出図の写本を入手することもあったらしい。「主図合結記」に、正保国絵図とともに幕府が諸大名から徴収した正保城絵図と近似したものがみられるのも、幕府所蔵の正保図情報が漏れていた証拠といえよう。ただ、金沢城の正保四年御城絵図(紹介(11))は、基本的に寛文八年幕府調進図⁽²⁵⁾と同じ縄張と見られるので、元和七年ないしは寛永八年に調進した金沢城図が参考にされたと考えられる。

以上により、江戸幕府が保管する元和七年の本丸拡張願に添えた金沢城図もしくは寛永八年の修築願に付けられた絵図を閲覧した者を通して「主図合結記」系金沢城図が描かれたと推論するのは、あながち荒唐無稽といえないであろう。元和七年図には元和六年の本丸火災までの姿と拡張予定地が描かれ、寛永八年図ならば元和七年の本丸拡張後の姿と二の丸拡張普請の予定地が示されていたはずであり、いずれにしても「主図合結記」A

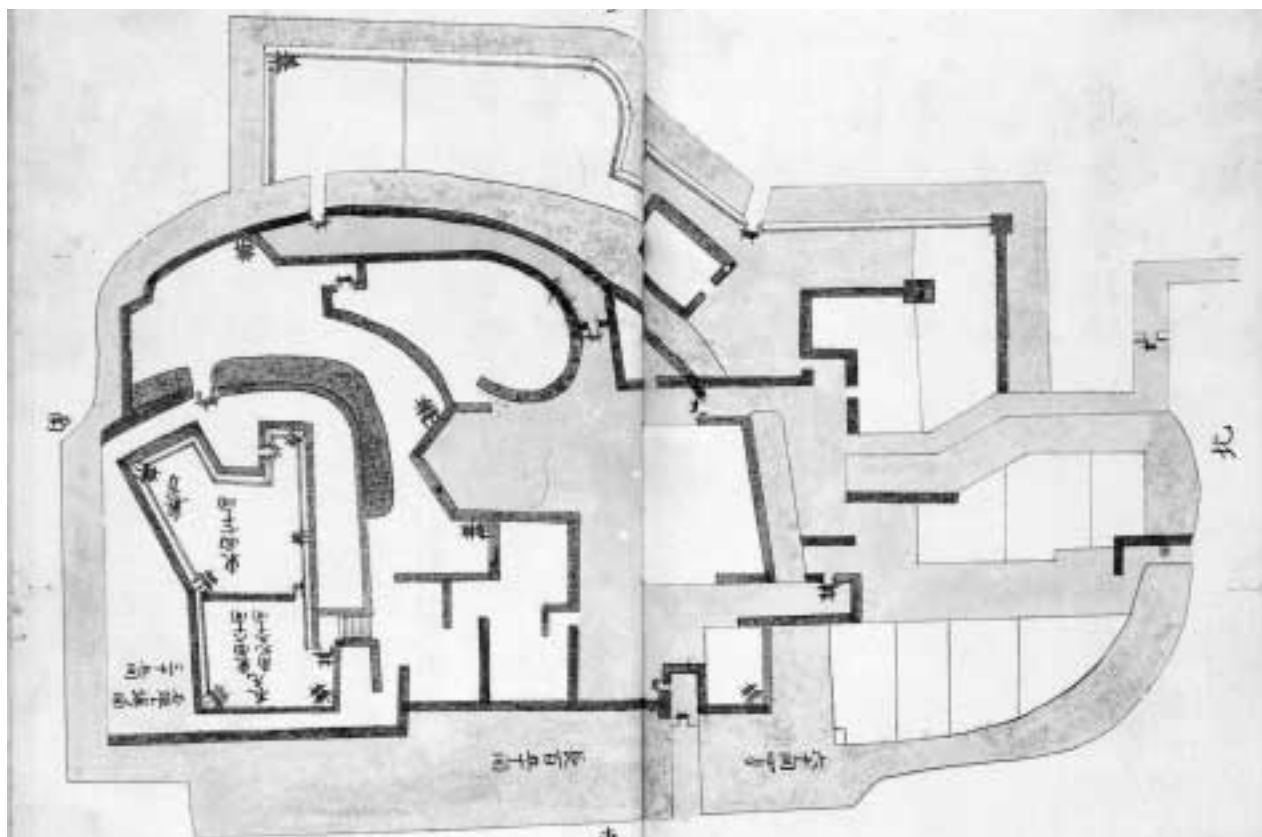


写真1 蓬左文庫本初期金沢城図（「主図合結記」中の一枚、名古屋市博物館蓬左文庫蔵）

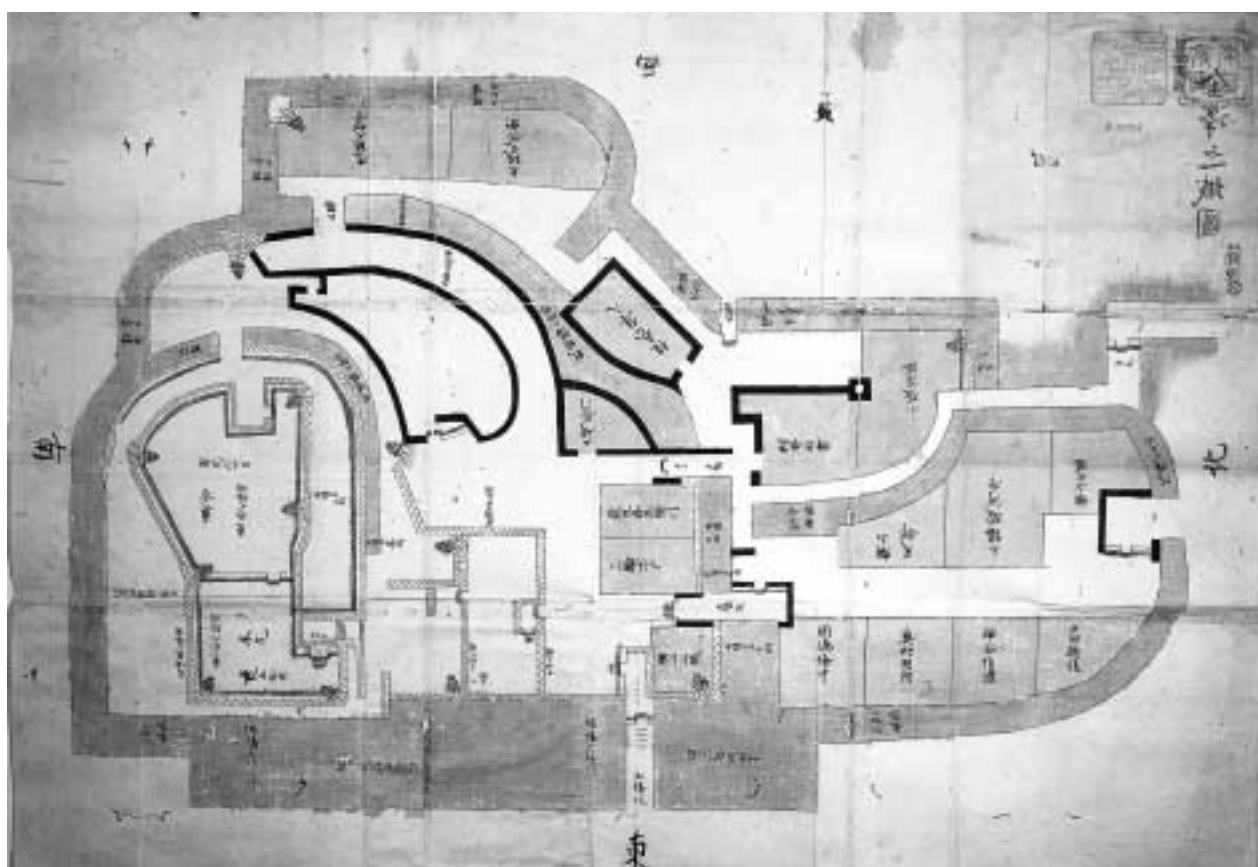


写真2 南葵文庫本初期金沢城図（「加賀国金沢之城図」東京大学総合図書館蔵）

「金沢御城内、今度御普請成されたきにつき森権^{（祐）}大夫差し越させられ候、上聞に達し候のところ、御使者権大夫、御前に召し出され、御普請の様子仰せ付けられ候、それに就き、御定の趣、酒井雅楽頭・安藤対馬守・我等連署をもって申し入れ候」とあることから、普請許可は將軍直々になされたことがわかる。江戸詰の藩士森祐知が藩主使者として江戸城に上がり、普請願を口頭で上申し、これにたいし將軍から直接普請許可が伝達されたのち、年寄連署奉書が下付されたのであるが、手続きは簡潔であり対応も素早い。元和武家諸法度にもとづき、寛永一二年までなされた將軍親裁の居城普請許可の様子が具体的にわかる一例といえる。

また白峰句氏によれば、この金沢城普請における絵図調進が、居城普請申請にあたり絵図を添付した初見事例であるという⁽¹¹⁾。したがって、元和七年の金沢城絵図調進が、前田家が居城普請届出にかかわって城絵図を幕府に提出した最初であり、これ以前に幕府へ居城に関する情報を積極的に提供することは、まずあり得ないのである。したがって、慶長期の金沢城図があるとするなら、その情報源は幕府ではなく、前田家および藩士からの内部情報流出しか考えられない。

そこで周知の二種類の慶長期金沢城図（以下では「初期金沢城図」と呼ぶ）について、いささか所見を述べたい。

初期金沢城図には二種類の伝写系統があることは、矢守一彦氏の「主図合結記」の伝本研究で判明しており⁽¹²⁾、北垣聰一郎氏は尊経閣本「諸国居城図」と津田文庫本「諸国居城之図」を比較し、津田文庫本のほうが先に成立したものと指摘し、有沢永貞による「諸国居城之図」編纂過程を明らかにされた⁽¹³⁾。その後、濱岡伸也氏は「主図合結記」系の東大本慶長図は慶長六年から一〇年頃、有沢永貞の「諸国居城之図」に載せる金沢城図は慶長一六年前後の姿を描くとされ、二種類の初期金沢城図の存在を明確にしたが⁽¹⁴⁾、のち有沢永貞の金沢城図は、慶長期の絵図ではなく寛永大火以後の縄張りを描くと訂正した。ただし「主図合結記」系統の東大本慶

長図については、慶長期の姿を示す古図であるとみている⁽¹⁵⁾。

しかし、近年行われた金沢城内の発掘調査の成果に照らすと、二系統の初期金沢城図はいずれも、慶長期の金沢城を描くと見るにはいくつか大きな矛盾が生じている。まず、有沢永貞の描いた「諸国居城之図」収録の「加州金沢図」（いわゆる有沢慶長図）において最も大きな問題点は、二の丸五十間長屋下石垣の発掘調査によって、現在の二の丸と三の丸を区画する堀・石垣ラインは寛永大火後の城郭普請のさい築造され、寛永大火以前の二の丸地形は大火後と比べ狭小であって、寛永大火後に盛り土し拡充されたものと判明した⁽¹⁶⁾。のに、有沢慶長図の縄張りは寛永大火以後のプランで描かれている点である。このほか、い・も・り・堀の発掘調査で確認された元和以前の古い・も・り・堀の構造と、寛永以後藩末までの新しい・も・り・堀とは大きく違っている⁽¹⁷⁾。のに、有沢慶長図は寛永以後のい・も・り・堀ラインを描く点も矛盾点といえる。有沢慶長図は寛永大火以後の二の丸・三の丸を描き、堀のラインも元和以後である以上、この図を慶長期を描く絵図とみることはできない。また、有沢図で唯一慶長期の様相を看取できるのは、城内に描かれた一三名の重臣屋敷であるが、それも天正一一年柳瀬の役で戦死した小塚藤右衛門を載せていたり、当時三の丸もしくは新丸に居住していたとされる興津内記の屋敷⁽¹⁸⁾が描かれていないなど疑問を多く残すので、有沢永貞が行った城内居住家臣に関する考証も見直す必要がでている。有沢図は「元和以往之粗図歟」という題箋を付しているので、慶長期と限定せず天正から元和までの家臣団を置いた考証図とみて検証すべきなのであるう。

しかし、藩年寄奥村丹後守家に伝わった有沢図の写本を写した湯浅祇庸や森田良見が、これに「慶長金沢御城古図」という題を与え有力資料としたので⁽¹⁹⁾、以来この古図は慶長年間の金沢城図とみられ、明治以後近年まで初期金沢城図の代表として利用され、通説として広まったが、この通説はもはや通用しないし、「京大系慶長図」という呼称も無用であろう。

は『三壺聞書』が詳しく記録している。一月二四日夜、「御城中御奥方の御次之間」の囲炉裏の残り火が「ねだ敷など」に引火し、「御本丸表奥方の御屋形のみ焼失して、類火の屋形はなかりけり」と記すので、本丸の藩主御屋敷のみ焼失し、三階櫓はじめ本丸櫓群は類焼を免れたとみてよからう。『三壺聞書』の記事で注意したいのは、出火場所・焼失箇所を「御城中御奥方」「御本丸表奥方」あるいは「奥方より出る火なり」と記したことや、被災した利常父子が三の丸興津内記邸、北の丸の山崎美濃屋形横山大膳邸に移動した記事で⑨、後で検討する初期金沢城図の検討に関連する。

この本丸火災の直後、利常は幕府に普請願を提出したものとみえ、翌年二月七日に、幕府年寄四人連署の金沢城普請許可奉書と添状が利常に下された。年寄連署奉書に署名した安藤重信・土井利勝・本多正純・酒井忠世は、当時「四人之御年寄衆」と呼ばれ、將軍秀忠に重用された年寄である。この頃的重要法令や奉書にこの四人が連署するものが多い⑩。

この年寄連署奉書（紹介②）は「金沢御城本丸狭く御座候につき、西北之丸を御本丸へ御取り込み成されたくのうに承り候、絵図をもって披露仕り候のところ、一段御尤に思召され、右の御普請きつと仰せ付けらるべきの旨、御意に候の間、その意を得させらるべく候、恐々謹言」と伝達するが、ここから以下の事実を確認できる。

- ①当時の金沢城には本丸の西北に「西北之丸」という郭があった。
- ②元和六年本丸火災以前の金沢城本丸は狭く、この火災を契機に西北之丸を本丸に取り込む普請が許可された。
- ③この本丸拡張の普請を幕府に申請する際に普請箇所を明示した絵図を添付した。

④その絵図は、延宝五年に横山外記が調査した時点には行方不明になっていた。（紹介①）

この奉書に添付された土井利勝・本多正純連署の年寄書状（紹介③）に

表1 金沢城普請許可願・奉書等一覧（元和7年～寛文11年）

年 月 日	文書名	宛 所	差 出 人	内 容	典 拠
元和7年2月7日	江戸幕府年寄連署奉書	前田利常	安藤対馬守重信・土井大炊助利勝・本多上野介正純・酒井雅楽頭忠清	本丸拡張につき絵図通りの普請許可	資料紹介(2)
元和7年2月7日	江戸幕府年寄書状	前田利常	土井大炊守利勝・本多上野介正純	奉書の添状	資料紹介(3)
寛永8年6月6日	江戸幕府年寄連署奉書	前田利常	永井信濃守尚政・酒井讃岐守忠勝・土井大炊守利勝・酒井雅楽頭忠清	二・三丸ひとつにする絵図通りの普請許可	資料紹介(5)
寛永8年6月29日	江戸幕府年寄書状	前田利常	永井信濃守尚政・酒井讃岐守忠勝・土井大炊守利勝・酒井雅楽頭忠清	利常書状への返書	資料紹介(6)
寛永8年9月1日	江戸幕府年寄連署奉書	前田利常	永井信濃守尚政・酒井讃岐守忠勝・土井大炊守利勝・酒井雅楽頭忠清	芳春院丸境石垣修理等許可	資料紹介(8)
寛永8年10月4日	江戸幕府年寄書状	前田利常	永井信濃守尚政・酒井讃岐守忠勝・土井大炊守利勝・酒井雅楽頭忠清	石垣等修理許可への返札につき	資料紹介(9)
慶安3年10月3日	江戸幕府老中連署奉書	前田犬千代	阿部対馬守重次・阿部豊後守忠秋・松平伊豆守信綱	石垣3カ所・堀浚濬普請許可	国事雑抄(上)
万治4年1月16日	前田綱紀石垣修理願書	(幕府老中)	松平加賀守綱紀	石垣6カ所修理の修理願い出	資料紹介(14)
万治4年5月1日	江戸幕府老中連署奉書	前田利次	阿部豊後守忠秋・稲葉美濃守正則・松平伊豆守信綱・酒井雅楽頭忠清	富山古城に天守創建、櫓・門等築造許可	越中史料二
寛文2年6月26日	前田綱紀石垣修理願書	(幕府老中)	松平加賀守	石垣6カ所のほか5月の地震で破損した10カ所の修理願い出。絵図裏面に記す。	資料紹介(16)
寛文2年6月29日	江戸幕府老中連署奉書	前田綱紀	稲葉美濃守正則・阿部豊後守忠秋・酒井雅楽頭忠清	16カ所の石垣修理許可	資料紹介(17)
寛文2年6月26日	前田綱紀小松城石垣修理願	(幕府老中)	松平加賀守	地震につき石垣修理願い出る	資料紹介(18)
寛文6年6月29日	江戸幕府老中連署奉書	前田綱紀宛	稲葉美濃守正則・阿部豊後守忠秋・酒井雅楽頭忠清	小松城石垣12カ所修理許可する	資料紹介(19)
寛文7年5月11日	前田綱紀石垣修理願書	(幕府老中)	松平加賀守	二の丸北面石垣修理願の絵図中に記す。	資料紹介(21)
寛文7年5月28日	江戸幕府老中連署奉書	前田綱紀宛	久世大和守広之・板倉内膳正重矩・土屋但馬守数直・稲葉美濃守正則	二の丸北面石垣修理の許可	資料紹介(22)
寛文11年6月11日	前田綱紀石垣修理願書	(幕府老中)	松平加賀守	二・三の丸石垣崩箇所の絵図中に記す。	資料紹介(25)
寛文11年6月19日	江戸幕府老中連署奉書	前田綱紀宛	稲葉美濃守正則・板倉内膳正重矩・土屋但馬守数直・久世大和守広之	二・三の丸石垣崩箇所修理許可	資料紹介(26)

元和・寛文期の金沢城修築について

木越 隆三

一、はじめに

初期金沢城の造営・修築については、同時代の古文書が少ないので、主に山田四郎右衛門著『三壺聞書』⁽¹⁾に代表される伝聞的な記録類のほか、諸文献に考証を加えた富田景周著『越登賀三州志』⁽²⁾、後藤彦三郎著『金城深秘録』⁽³⁾、森田良見著『金沢古蹟志』⁽⁴⁾にもとづき論じられ、通説が形成された⁽⁵⁾。

本論では、利用にあたり慎重さの求められる軍記・家譜類や夜話集ではなく、同時代に発給された古文書および年紀の明確な絵図を主たる史料とし、元和期から寛文期にいたる金沢城の修築過程を論じたい。とくに「古より公儀へ被上候御城絵図御国絵図改申品々之帳」（加越能文庫）は、元和七年から寛文一一年までの金沢城普請許可状や普請願が収録され本論の随所で活用した。その資料価値の重要性にかんがみ、本書の「資料紹介」（二二頁以下）で翻刻したので、本論での引用は書き下し文とし、「資料紹介」に示した番号^{(1)～(4)}で典拠表示した。

藤井讓治氏によれば、江戸幕府による大名城郭普請にたいする統制は、慶長二〇年の一国一城令とこれに続く元和武家諸法度（新規の築城禁止と居城修補は必ず將軍の許可必要）によって始まるが、將軍親裁による普請・作事許可制は開始期特有の不統一をともなっていたという。しかし、寛永二二年の改訂武家諸法度によって幕府年寄衆が裁可権を一部掌握し將軍による統制が強められた結果、城普請許可制度は安定してくるとし、元和以前については、西国における城郭普請および天守普請の盛行に家康は警戒はしたが個別的な干渉にとどまり、公儀の法度となるまでにいたらなかったという⁽⁶⁾。藤井氏の見解に従えば、幕府に服属した大名が、居城の修築・普

請を行うにあたり、あえて幕府の許可が必要になったのは元和の武家諸法度からであり、それ以前は幕府に城普請・修築に関する願書を出す必要はなかった。藤井氏や白峰旬氏によれば、大名の城郭普請願に応えた幕府による居城普請許可の初見は、元和四年五月一五日の姫路城主本多忠政宛の幕府年寄連署奉書であった⁽⁷⁾。

「古より公儀江被上候御城絵図御国絵図改申品々之帳」や『国事雑抄』等に、加賀藩前田領に関する元和七年以後の、幕府からの城普請許可奉書とその関連文書が収録されており、表1にまとめた。初期金沢城の修築状況や初期の幕藩関係を考察するにあたり、表1に示した古文書が、基本史料として重要であるにもかかわらず、『加賀藩史料』がその多くを載せなかったこともあり、これまで金沢城研究において十分活用されてこなかった。

本論では最初に、元和六年の本丸火災を契機とする元和七年の本丸普請といわゆる「慶長金沢城図」について述べ、つぎに寛永八年の火災後の再建と三代藩主前田利常小松城隠居後の金沢城の状況について考察する。最後に、寛文元年に五代藩主綱紀が金沢城に入った後の寛文期石垣修築事業について簡潔に基本的事実を確認し結びにしたい。とくに寛文期の石垣修理に関しては、幕府に提出した絵図が残っており、年紀の明らかな最古の金沢城図として重要なので、今後の活用にもむけ課題を示したい。

なお、本論は今年度の金沢城全域絵図に関する基礎的調査および関連の文献史料調査の成果の一つであり、調査の経緯などは『年報1』にゆずる。

二、元和七年の金沢城修築と二種類の初期金沢城図

元和六年の金沢城本丸火災については、『三壺聞書』など諸書に記録されるが、元和六年十二月一七日の前田利常書状（寛永四年までは利光だが、本論では利常に統一する）で「当城不慮之火事致出来 無是非仕合御座候」と記すので⁽⁸⁾、火災があったのは間違いない。被災場所や被災状況について